

次期ごみ処理施設整備基本計画策定・
PFI 等導入可能性調査・
生活環境影響調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 3 月

喜多方地方広域市町村圏組合

【留意事項】

本プロポーザルは、令和7年度開始後速やかに事業を始めるための契約準備行為として募集の手続きを行うものです。

なお、当該事業に係る予算額に減額等の変動があった場合は、仕様等を変更する場合があります。この場合においてプロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、組合はその損害について一切負担しません。

1 趣 旨

本実施要領は、喜多方地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する「次期ごみ処理施設整備基本計画策定・PFI等導入可能性調査・生活環境影響調査業務（以下「本業務」という。）」の受託候補者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 : 次期ごみ処理施設整備基本計画策定・PFI等導入可能性調査・生活環境影響調査業務委託
- (2) 業務内容 : 次期ごみ処理施設整備に係る基本計画策定・PFI等導入可能性調査・生活環境影響調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として特定された企業等の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。
- (3) 契約期間 : 契約締結日から令和9年3月25日（木）まで
- (4) 業務委託料上限額: 120,400,000円（消費税相当額を含む）
- 内訳 令和7年度 77,960,000円（①+②及び③の令和7年度分）
令和8年度 42,440,000円（③の令和8年度分）
- ① 次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務
(次期ごみ処理施設整備基本計画検討委員会（仮称）の運営支援業務を含む)
- ② PFI等導入可能性調査業務
- ③ 生活環境影響調査業務
- ※ 次期ごみ処理施設整備基本計画策定・PFI等導入可能性調査・生活環境影響調査業務委託の見積価格の合計は、業務委託料上限額を超えないものとする。
なお、業務委託契約金額は、見積書を精査し決定する。

3 計画地・処理施設の概要

- (1) 対象事業の計画地
喜多方地方広域市町村圏組合を構成する市町村の全域
- (2) 対象施設の諸元

ごみ焼却施設

- ・施設規模 : 50t/日程度
- ・処理対象物 : 可燃ごみ他

(3) 建設予定地

建設予定地 : 福島県喜多方市山都町小舟寺字二ノ坂山乙 2619-1

敷地面積 : 0.5ha 程度

4 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であること。

参加資格要件の審査基準日は、公告の日とする。なお、参加者が本業務の契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該参加者は失格とする。

- (1) 組合の令和5・6年度工事等請負有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本実施要領の公表の日から受託候補者決定の日までの間、国、福島県及び組合の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による廃棄物部門の登録を受けている者であること。
- (6) 過去15年間（平成21年4月1日以降）において、同種業務①及び同種業務②の実績をそれぞれ1件以上有すること。

同種業務①：地方公共団体が発注した焼却施設（新設・50t/日以上）に係る施設整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務を元請として受注し、完了した実績。（契約は一括でなくてもよいが、同一の施設を対象とする）

同種業務②：地方公共団体が発注した焼却施設（新設・50t/日以上）に係る生活環境影響調査業務又は環境影響評価業務を元請として受注し、完了した実績。

- (7) 配置予定技術者として以下の要件を満たす管理技術者、照査技術者、主任技術者を選出すること。

ア 共通事項

配置予定技術者は、提案書に記載された所属の企業に、公告の日の3か月以上前から雇用されている者とする。また、これらの技術者の変更は、病休・死亡・退職等の組合が認める理由のほかは認めない。

管理技術者及び主任技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

管理技術者と主任技術者は、次のイに示すそれぞれの同種業務の実績及び資格を有する場合において兼ねることができる。

イ 配置予定技術者に必要とされる同種業務の実績及び資格

(ア) 管理技術者及び照査技術者

a 実績

平成 21 年 4 月 1 日以降に完了した業務の中から、(6)に示した同種業務①を担当し、完了した実績を有すること。ただし、再委託による業務実績は認めない。

b 資格

以下のいずれかの資格を有する（登録した）者でなければならない。

(a) 技術士「衛生工学部門（廃棄物関係）」

(b) 技術士「総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）」

(イ) 主任技術者（基本計画策定担当）

a 実績

平成 21 年 4 月 1 日以降に完了した業務の中から、地方公共団体が発注した焼却施設（新設・50t/日以上）に係る施設整備基本計画策定業務を担当し、完了した実績を有すること。ただし、再委託による業務実績は認めない。

b 資格

以下のいずれかの資格を有する（登録した）者でなければならない。

(a) 技術士「衛生工学部門（廃棄物関係）」

(b) 技術士「総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）」

(ウ) 主任技術者（PFI 等導入可能性調査担当）

a 実績

平成 21 年 4 月 1 日以降に完了した業務の中から、地方公共団体が発注した焼却施設（新設・50t/日以上）に係る PFI 等導入可能性調査業務を担当し、完了した実績を有すること。ただし、再委託による業務実績は認めない。

b 資格

以下のいずれかの資格を有する（登録した）者でなければならない。

(a) 技術士「衛生工学部門（廃棄物関係）」

(b) 技術士「総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）」

(エ) 主任技術者（生活環境影響調査担当）

a 実績

平成 21 年 4 月 1 日以降に完了した業務の中から、(6)に示した同種業務②を担当し、完了した実績を有すること。ただし、再委託による業務実績は認めない。

b 資格

以下のいずれかの資格を有する（登録した）者でなければならない。

- (a) 技術士「環境部門（環境影響評価）」
- (b) 技術士「建設部門（建設環境）」
- (c) 技術士「総合技術監理部門（環境－環境影響評価）」
- (d) 技術士「総合技術監理部門（建設－建設環境）」

5 委託業者選定手続きのスケジュール（予定）

- (1) 実施要領等の公表 : 令和7年3月21日（金）
- (2) 質問の受付期限 : 令和7年3月27日（木）
- (3) 質問に対する回答 : 令和7年4月1日（火）
- (4) 参加申請書の提出期限 : 令和7年4月3日（木）
- (5) 書類審査（一次審査） : 令和7年4月4日（金）

※提案者が多数（6者以上）の場合のみ実施

- (6) 技術提案書の提出期限 : 令和7年4月21日（月）
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング : 令和7年4月25日（金）
- (8) 審査結果の通知 : 令和7年4月28日（月）

6 質問の受付及び回答

(1) 質問受付

仕様書等に関して不明な点がある場合は、令和7年3月27日（木）午後5時までに質問事項を以下に示す提出先に電子メールで提出すること。なお、質問内容により事業者の選定に公平性が保てないと判断された場合は、回答しないことがある。

様式は任意とするが、質問の担当者名の連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を明記のこと。なお、口頭及び電話による照会は原則として応じない。

質問の提出先：喜多方地方広域市町村圏組合 事務局企画係

電子メール：info@kouiki.kitakata.fukushima.jp

※送信後は、電話により受信確認を行うこと。

(2) 質問回答

質問の回答については、令和7年4月1日（火）までに質問の担当者宛に電子メールで回答する。

7 参加申請書等

- (1) 受付期間：令和7年3月28日（金）から令和7年4月3日（木）午後5時まで
- (2) 提出先：喜多方地方広域市町村圏組合事務局企画係

〒966-0015 福島県喜多方市関柴町上高額字割田4番地1

電話：0241-22-3426

- (3) 提出方法：持参又は郵送とすること（持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時の間。郵送の場合は提出期限必着）
- (4) 提出書類の種類と部数等
- ア 参加申請書（第1号様式） 正本1部
 - イ 会社概要（第2号様式） 正本1部及び副本3部
 - ウ 会社の同種業務実績（第3号様式） 正本1部及び副本3部
 - エ 管理技術者の経歴・業務実績（第4号様式） 正本1部及び副本3部
 - オ その他の技術者の経歴・業務実績（第5号様式） 正本1部及び副本3部
- (5) 留意事項
- ア 正本は、第1号様式から第5号様式までを片面印刷し、インデックスを付した間紙を挿入のうえフラットファイル（A4）に綴じること。なお、業務実績取得資格を証明する書類（両面印刷可）を添付すること。
 - イ 副本は、第1号様式から第5号様式までを片面印刷し、インデックスを付した間紙を挿入のうえ左2箇所ホチキス留めとすること。（表紙は不要）

8 技術提案書

- (1) 受付期間：令和7年4月7日（月）から令和7年4月21日（月）午後5時まで
- (2) 提出先：喜多方地方広域市町村圏組合事務局企画係
〒966-0015 福島県喜多方市関柴町上高額字割田4番地1
電話：0241-22-3426
- (3) 提出方法：持参又は郵送とすること（持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時の間。郵送の場合は提出期限必着）
- (4) 提出書類の種類と部数等
- ア 技術提案書（第6号様式） 正本1部
 - イ 各テーマに関する技術提案（第7号様式） 正本1部及び副本10部
 - ウ 見積書（任意様式） 原本1部、原本のコピー1部
- (5) 留意事項
- ア 正本は、第6号様式から第7号様式までを片面印刷し、インデックスを付した間紙を挿入のうえフラットファイル（A4）に綴じること。（A3版の様式はA4折りする）
 - イ 副本は、第7-1号様式から第7-4号様式までをA3版片面印刷、左上1箇所ホチキス留めとすること。（表紙は不要、A4折り不要）

9 提出書類作成上の留意事項（記載内容詳細）

- (1) 参加申請書（第1号様式）
記名・押印のうえ参加申請書類（正本）の表紙とすること。

(2) 参加申請書の添付書類

以下の書類は、参加申請書の添付書類として提出すること。

ア 会社概要（第2号様式）

(ア) 廃棄物分野の技術士は、以下の資格保有者の人数を記入のこと。

- ・衛生工学部門の廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理、資源循環
- ・総合技術監理部門（衛生工学）の廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理、資源循環

(イ) 環境影響評価分野の技術士は、以下の資格保有者の人数を記入のこと。

- ・建設部門の建設環境
- ・環境部門の環境影響評価
- ・総合技術監理部門（建設）の建設環境
- ・総合技術監理部門（環境）の環境影響評価

(ウ) 記載は1頁以内とする。

イ 会社の同種業務実績（第3号様式）

(ア) 地方公共団体が発注する焼却施設（新設・50t/日以上）を対象とした施設整備基本計画策定に係る業務の元請けの業務完了実績とする。

(イ) 期間は過去15年間（平成21年4月1日以降）とする。

(ウ) 施設整備基本計画は、一般廃棄物（ごみ）の焼却処理を対象とした施設の整備条件、発注条件を検討する内容のものとする。なお、構想段階の業務や機種検討に限定した業務などは含まない。

(エ) 同種業務実績を証明する書類（テクリスまたは契約書）を添付すること。

(オ) 同種業務の記入する上限を10件とし、2頁以内に収めること。同種業務の合計が上限（10件）を超える場合は、特別豪雪地帯又は豪雪地帯の業務実績を優先して記すこと。

(カ) 業務概要は同種業務条件や類似性※を満たすことが分かるよう対象施設の種類、施設の規模、業務の範囲と特徴を簡潔に記述すること。

※特別豪雪地帯や豪雪地帯の実績の場合は、その点が分かるように明示のこと。なお、建設（予定）地が特別豪雪地帯に含まれる場合は、その旨を示すこと。

ウ 管理技術者の経歴・業務実績（第4号様式）

(ア) 地方公共団体が発注する焼却施設（新設・50t/日以上）を対象とした施設整備基本計画策定に係る業務履行実績とする。

(イ) 期間は過去15年間（平成21年4月1日以降）とする。

(ウ) 同種業務実績を証明する書類（テクリスまたは契約書・体制表）を添付すること。なお、契約書・体制表にて関与を証明する場合は、契約書と体制表（発注者提出のもの）に鏡（社印を押印して関与したことと会社として保証する）を添付すること。組合は当該業務の発注者に事実関係の確認を行う場合がある。

- (エ) 取得資格を証明する書類（技術士登録証の写し等）を添付すること。
- (オ) 同種業務の記入する上限を5件とし、1頁以内に収めること。同種業務の合計が上限（5件）を超える場合は、特別豪雪地帯又は豪雪地帯の業務実績を優先して記すこと。
- (カ) 業務概要は同種業務条件や類似性※を満たすことが分かるよう分かるよう対象施設の種類、施設の規模、業務の範囲と特徴、担当業務内容を簡潔に記述すること。

※特別豪雪地帯や豪雪地帯の実績の場合は、その点が分かるように明示のこと。なお、建設（予定）地が特別豪雪地帯に含まれる場合は、その旨を示すこと。

エ 照査技術者の経歴・業務実績（第5号様式）

- (ア) 地方公共団体が発注する焼却施設（新設・50t/日以上）を対象とした施設整備基本計画策定の業務履行実績とする。
- (イ) 期間は過去15年間（平成21年4月1日以降）とする。
- (ウ) 同種業務実績を証明する書類（テクリスまたは契約書・体制表）を添付すること。なお、契約書・体制表にて関与を証明する場合は、契約書と体制表（発注者提出のもの）に鏡（社印を押印して関与したことを会社として保証する）を添付すること。組合は当該業務の発注者に事実関係を行う場合がある。
- (エ) 取得資格を証明する書類（技術士登録証の写し等）を添付すること。
- (オ) 同種業務の記入は1件とする。
- (カ) 業務概要は同種業務条件や類似性等を満たすことが分かるよう対象施設の種類、施設の規模、業務の範囲と特徴、担当業務内容を簡潔に記述すること。

オ 主任技術者（基本計画策定担当）の経歴・業務実績（第5号様式）

- (ア) 地方公共団体が発注する焼却施設（新設・50t/日以上）を対象とした基本計画策定の業務履行実績とする。

（以下、エの（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）と同様）

カ 主任技術者（PFI等導入可能性調査担当）の経歴・業務実績（第5号様式）

- (ア) 地方公共団体が発注する焼却施設（新設・50t/日以上）を対象としたPFI等導入可能性調査の業務履行実績とする。

（以下、エの（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）と同様）

キ 主任技術者（生活環境影響調査担当）の経歴・業務実績（第5号様式）

- (ア) 地方公共団体が発注する焼却施設（新設・50t/日以上）を対象とした生活環境影響調査または環境影響評価の業務履行実績とする。

（以下、エの（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）と同様）

(3) 技術提案書（第6号様式）

記名・押印のうえ技術提案書類（正本）の表紙とすること。

(4) 特定テーマに関する技術提案書（第7号様式）

各様式につき以下に指定されるページ以内とする。なお、参加者を判別できるような名称やロゴマーク等の使用は認めない。

ア 特定テーマ1 「実施方針」（第7-1号様式）

- ・A3版1頁以内とすること。

イ 特定テーマ2 「実施体制」（第7-2号様式）

- ・A3版1頁以内とすること。

・管理技術者、照査技術者など全ての担当者の役割や所属（在籍する場所、支社名など）、管理体制、保有資格などが分かるように体制図を用いて記載すること。

・協力会社を用いる場合は、体制図に協力会社の役割やポジションが分かるように記すこと。なお、協力会社の会社名、担当者名の記載は不要とする。

・体制の特徴やアピールポイントなどを簡潔に記述すること。

ウ 特定テーマ3 「実施スケジュール」（第7-3号様式）

- ・A3版1頁以内とすること。

・スケジュール上で重要となるポイントや課題を示し、対処方法を説明すること。

・仕様書の各業務、各事項の実施時期が分かる本業務の実施スケジュール案を示すこと。

エ 特定テーマ4 「業務の留意事項と対処方法、その他の提案」（第7-4号様式）

- ・A3版1頁以内とすること。

(5) 見積書（任意様式）

本業務における見積書を提出すること。

また、見積価格は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等を明示すること。積算方法は国土交通省設計業務等標準積算基準を用いること。

10 参加の辞退

参加申請書を提出後、参加を辞退する場合は、令和7年4月11日（金）午後5時までに、辞退届（第8号様式）を提出すること。

11 審査基準等

- （1） 本プロポーザルの審査については、「喜多方地方広域市町村圏組合次期ごみ処理施設整備基本計画策定・PFI等導入可能性調査・生活環境影響調査業務プロポーザル審査委員会」が別紙「プロポーザル審査基準」に基づき審査を行う。
- （2） 提案者が1者の場合であっても、技術提案書等の審査を実施する。この場合、予め設定した基準点を下まわった場合は失格とする。
- （3） 提案者が多数（6者以上）の場合には、次のとおりとする。
 - ア 一次審査（書類審査）

参加申請書の添付書類に基づく書類審査を実施する。

一次審査の結果は、参加者全員に通知する。

一次審査通過者には、最終審査を行う。

イ 最終審査

技術提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査を実施する。

- (4) 提案者が多数とならない場合には、技術提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査を実施する。

12 プrezentation及びヒアリングの実施

- (1) 日程：令和7年4月25日（金）
- (2) 場所：喜多方地方広域市町村圏組合 講堂（本庁舎2階）
(控室：会議室A)
- (3) 各者30分以内（概ねプレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とし、開始時間等の詳細については応募受付後個別に通知するものとする。
- (4) 説明者については、本業務を担当する管理技術者とし、会場への入室は3名以内とする。
- (5) プrezentationの際はプロジェクターの使用を可とするが、組合が用意する条件は以下とする。
- ・プロジェクター（座席までのHDMIケーブルは参加者にて準備する）
 - ・スクリーン
- (6) プrezentationは、提出した技術提案書に記されている範囲で行う。また、追加資料の配布は認めない。
- (7) プrezentation及びヒアリングは、非公開とする。

13 審査方法等

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書の審査とプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を厳正に行ったうえで優先交渉者として受託候補者1者、次点受託候補者1者を選定する。
- (2) 審査結果については、プレゼンテーション及びヒアリングに参加したすべての業者に通知する。
- (3) 審査の経緯に関する質問には一切応じられない。
- (4) 審査方法及び評価は下記とする。

評価項目		配点	評価の視点
企業及び技術者	①会社の能力 (第3号様式)	10	①業務の履行に問題無い企業体制と技術者数を有しているか。
	②会社の同種業務実績 (第4号様式)	10	①会社の同種業務実績は十分か。
	③管理技術者の能力と実績 (第5号様式)	10	①業務の履行において必要な資格や経験、同種業務実績は十分か。
技術提案	④実施方針に関する技術提案 (第7-1号様式)	10	①業務の目的や業務内容を適切に理解し、組合の要求に応えるものとなっているか。
	⑤実施体制に関する技術提案 (第7-2号様式)	10	①業務の履行において十分な体制となっているか。 ②業務の履行において必要な資格や経験は十分か。
	⑥実施スケジュールに関する技術提案 (第7-3号様式)	10	①実施スケジュールは具体的かつ適切なものとなっているか。
	⑦業務の留意事項と対処方法、その他の提案に関する技術提案 (第7-4号様式)	10	①業務の留意事項を適切に理解しているか。また、対処方法やその他の提案は適切か。
テクノロジーション	⑧専門技術力及びコミュニケーション能力	20	①業務に必要な専門性を有しているか。また、コミュニケーション能力は十分か。
価格	⑨見積価格	10	※以下の方法で算定する。 点数=最低見積価格／貴社の見積価格
評価点合計		100	

14 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 審査員と不正な接触をした場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) その他、本要領に違反した場合

15 契約の締結

- (1) 受託候補者に対し、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- (2) 受託候補者との契約が不調となった場合には、次点受託候補者と交渉を行う。
- (3) 提出された見積書を精査し、予定価格の範囲内であることを確認の上、随意契約を行う。

16 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 組合が受領した技術提案書については、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 組合が技術提案書を受領した後の提出書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 業務実施にあたり、応募書類に記載された管理技術者及び主任技術者の変更は原則として認めない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (6) 技術提案書に関する著作権については、その提案者に帰属するものとする。ただし、本業務の契約締結相手となった提案者の技術提案書に関する著作権については、組合に帰属するものとする。